



高校入学のための 奨学金制度

茨木市では、令和6年4月に高校等に進学を希望している人に、「高校等入学支度金」を支給します（所得審査あり）。ご希望の人は必要書類を添えて申請してください。

※他の奨学金や奨学金に類するものを受給、または借りられている人も申請できます。

※令和6年度途中に入学を予定している人で、「入学支度金」を希望する人は、入学前に学務課にご相談ください。

支給対象

1～3すべてにあてはまる人（ただし生活保護世帯、里親世帯は対象外です。）

1. 入学予定者と保護者が茨木市にお住まいで、住民票が茨木市にある人（令和6年2月1日現在）
2. 令和5年度市民税非課税世帯の人（均等割も所得割もかからない世帯）
※保護者だけでなく、世帯全員が非課税であることが必要です。
3. 次の学校に入学予定の人
 - ①高等学校
 - ②中等教育学校（後期課程に限る）
 - ③高等専門学校
 - ④特別支援学校（高等部に限る）
 - ⑤専修学校（修業年限が2年以上の高等課程に限る）
 - ⑥各種学校（日本の高等教育課程に準ずる学校に限る）

支給額

（おひとりにつき）

第1子 : 100,000円

第2子以降 : 180,000円

※平成13年4月2日～平成21年4月1日のきょうだいと同じ世帯にいる場合、第2子の支給額を支給します。あてはまる人が二人以上いる場合、お一人は第1子の支給額になります。

受付期間

令和6年1月4日(木)～令和6年3月31日(日)

申請先

学務課窓口（3/29(金)厳守 ※土・日・祝は除く）

郵送も可（3/31(日)消印有効）

※郵送される場合は、**特定記録・簡易書留等、配達状況が確認できる方法**で送ってください。普通郵便の未着は責任を負いかねます。

ご不明な点がございましたら、学務課までお問い合わせください。

茨木市教育委員会

教育総務部 学務課 学事係（市役所南館6階）

住所：〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

電話：072-620-1684（直通）

Eメール：gakumu@city.ibaraki.lg.jp



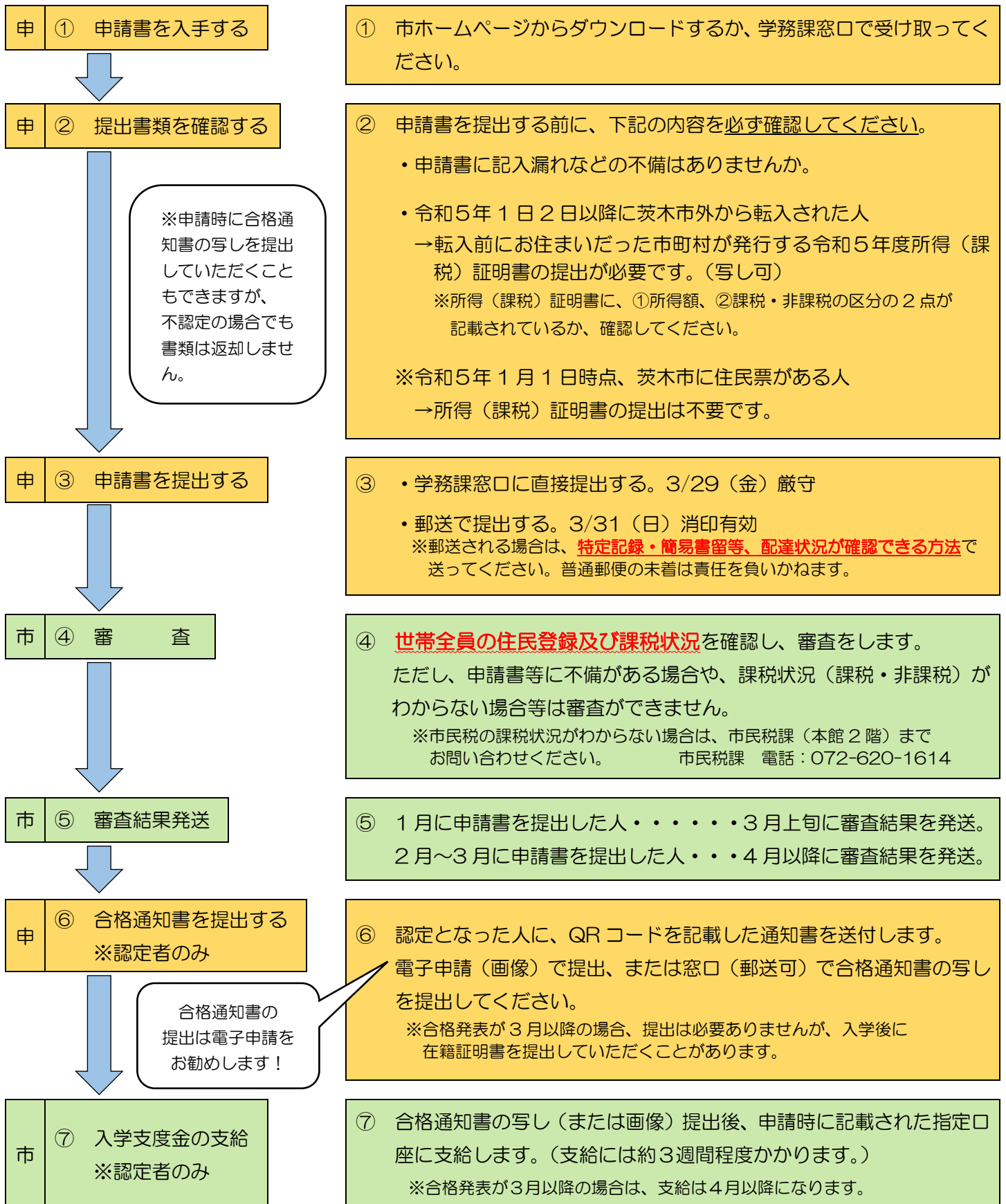
「茨木市 入学支度金」で検索、または左記のQRコードを読み取ってください。



次なる
茨木へ。
茨木には、次がある。



※現時点で市民税非課税世帯でない人でも、保護者の失業・離婚・死亡等により、現在の収入が著しく減少し、来年度の市民税が非課税になる可能性がある人は学務課にご相談ください。



申	・・・申請者がすること	市	・・・茨木市教育委員会（学務課）がすること
---	-------------	---	-----------------------

支給額

(例) きょうだいの構成	対象	支給額
生年月日がH13.4.1以前のきょうだいと、本人（進学予定者）	第1子	100,000円
生年月日がH13.4.2～H21.4.1のきょうだいと、本人（進学予定者）	第2子	180,000円
本人（進学予定者）が二人	一人は第1子、 もう一人は第2子	100,000円 180,000円
生年月日がH13.4.2～H21.4.1のきょうだいと、本人（進学予定者）が二人以上	本人（進学予定者）全員、 第2子	180,000円×対象人数※ ※進学予定者が二人以上いる場合は、対象者それぞれの申請が必要です。

注意事項

1. 振込口座については、進学予定者本人の口座、または、申請書に記載の保護者の口座をご記入ください。
2. 申請後に転居された場合、世帯の状況や振込口座などに変更があった場合は、学務課までご連絡ください。
3. 次のいずれかに該当するときは、入学支度金の支給を取消し、返還を求めます。
 - ・高校等へ入学しなかったとき。
 - ・虚偽その他不正な行為により、入学支度金の認定を受けたとき。

お願い

申請書に記入漏れなどの不備があると、審査や支給処理が遅れてしまいますので、申請書を提出する前に、もう一度、確認をお願いします。

□ 受験する学校名を記入しましたか？

※申請時に受験する予定の学校名を記入してください。

(合格された学校が違ってても合格通知書の写し等で確認しますので、問題ありません。)

□ 申請者欄の保護者氏名と同意書欄の保護者氏名は同じ名前ですか？

(例) 申請する保護者が「茨木花子」の場合、同意書氏名の保護者も「茨木花子」にしてください。

□ 振込先口座は、申請者（進学予定者）または申請者（保護者氏名）のどちらかになっていますか？

(例) × 申請者（保護者氏名）「茨木花子」 → 振込先口座氏名「茨木太郎」

○ 申請者（保護者氏名）「茨木花子」 → 振込先口座氏名「茨木花子」

○ 申請者（保護者氏名）「茨木花子」 → 振込先口座氏名「茨木一郎」（進学予定者）

□ インクが消せるボールペンやえんぴつなど、文字を消すことができる筆記具で記入していませんか？

文字が消せる筆記具で記入された場合は、審査ができません。

文字を消すことができない筆記具で記入された申請書での再提出をお願いしていますので、ご注意ください。